

高齢者の暮らしを応援！

地域包括支援センターだより

有田川町地域包括支援センターでは、金屋と清水の2カ所で、介護予防などの相談に応じています。

直通(金屋庁舎) ☎ 32 - 5102

(清水行政局) ☎ 25 - 1269

「高齢者虐待防止法」

近年、高齢者の人権を侵害する高齢者虐待が増加していることから、「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律）」が平成17年に施行されました。

この法律には、虐待に気付いた人には通報の義務があることが定められています。気付いた場合は速やかに通報することで事態の深刻化を防ぐことができます。

高齢者虐待にあたる行為とは

高齢者虐待は、身近に起こりうる問題です。虐待している側もされている側も、気づきにくいという点も問題の一つです。

身体的虐待	つねる。殴る。蹴る。無理やり食事を口に入れる。ベッドに縛り付ける。意図的に薬を過剰に服用させる。身体を拘束する。など
心理的虐待	言葉や威圧的な態度で脅したり侮辱したりする。怒鳴る。ののしる。悪口を言う。など
介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)	入浴させておらず、異臭がする。衣類・皮膚・寝具が汚れているまま放置する。水分や食事を十分に与えられていないことで、脱水症状や栄養失調の状態にある。徘徊や病気の状態を放置する。など
経済的虐待	年金や預貯金などを無断で使用する。日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。医療・介護サービスに必要な費用を支払わない。など

「これって虐待かな？」と感じたときは、金屋庁舎長寿支援課や地域包括支援センターにご相談ください。匿名での相談も承ります。

介護についての日々の悩み、苦勞…分かち合いませんか？

「ぴありんくる」次の開催予定日

- 日時／10月16日(月) 10時30分～12時頃
- 場所／金屋文化保健センター

ぴありんくるは、介護をしている家族さんの情報交換や息抜きの場所。時間内であれば途中参加・退出は自由です。